

令和5年第21回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和5年12月21日（木） 午後2時から
場 所 川西市役所 4階庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告 第4号	専決報告について（令和5年度一般会計補正予算について）	
5	報告 第5号	専決報告について（市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について）	
6		諸報告	

令和5年 第21回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 報告 第4号 専決報告について（令和5年度一般会計補正予算について）
- 報告 第5号 専決報告について（市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について）

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年12月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

令和5年度川西市一般会計補正予算（第7回）

専決第 4 号

令和5年度川西市一般会計補正予算について

令和5年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和5年11月28日専決

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

【歳入】

(款) 22 諸収入

(項) 06 雑入

(単位：千円)

目	節	説明
06 他団体負担金及び助成金	01他市町負担金	10児童等就学負担金 (教育総務課) 4,000追加

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年11月28日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

記

市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について

専決第 5 号

市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について

市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について市長に申し出るにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和5年11月28日専決

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について

1. 第1回変更

変更契約締結日 令和5年11月8日（市長専決）

契約金額

変更前：149,327,438円

変更後：159,170,000円（9,842,562円の増額）

変更理由

渡り廊下側に設けるエレベーター棟の杭工事において、発見された地中障害物の撤去及び処分を行う必要が生じたこと、並びに杭を支える地盤（岩盤）が設計調査時の想定以上に堅固であったため、杭基礎からラップルコンクリート基礎へ変更する必要が生じたことにより、契約金額を増額変更するもの。

2. 第2回変更

変更仮契約締結日 令和5年11月10日

（変更契約議案として令和5年12月市議会へ上程する）

工期

変更前：令和5年3月24日から令和5年12月28日まで

変更後：令和5年3月24日から令和6年3月29日まで

（1ヶ月を超える工期の変更）

変更理由

渡り廊下側に設けるエレベーター棟の杭工事において、発見された地中障害物の撤去及び処分を行う必要が生じたこと、並びに杭を支える地盤（岩盤）が設計調査時の想定以上に堅固であったため、杭基礎からラップルコンクリート基礎へ変更する必要が生じたことによる追加工事が必要となり、現契約の工期内に完成させることが困難となり、工期を延長変更するもの。